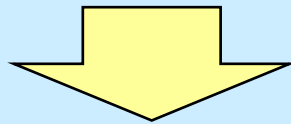


河川の樹木伐採について

河川区域内の樹木は、洪水時に流れを阻害したり、河川巡視時に視界を遮るなど、河川管理の支障となる場合があります。このため、県単独予算に加え、国の交付金事業（防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策）を活用し、計画的に伐採を実施しています。

令和3年度工事の事例

【伐採前】平川（平川市碓ヶ関地内）



【伐採後】平川（平川市碓ヶ関地内）



伐採木の有効利用について

伐採木の処分には、多くの予算を要します。このため、発生した伐採木を希望者に提供することで有効利用によるコスト削減を図っています。希望者は申請書の提出が必要となりますので、中南地域県民局地域整備部にご連絡ください。
 連絡先：河川砂防施設課 0172-34-1283



集積場（弘前市大字中崎地内）



集積場（弘前市大字宮地地内）

水辺のサポーター制度について

青森県が管理する河川、砂防指定地、海岸の清掃や草刈を行うボランティア団体を募り、「水辺のサポーター」として認定し支援しています。令和4年5月末までに県内241団体（中南地域整備部管内49団体）が認定を受けています。詳しくは県庁HPをご確認ください。

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/kasensabo/mizube-supporter_katsudo.html

地域の河川や海岸で
清掃ボランティアをしませんか？
 ～ 青森県ふるさとの水辺サポーター制度 ～

青森県では、河川・海岸で清掃や草刈等を行う活動に対し、軍手やゴミ袋を提供するなどの支援をしています。

***** 水辺サポーター制度の概要 *****

河川海岸の清掃・草刈等を行う
 住民・企業などの団体

水辺サポーターの条件

- 200～500メートルの区画
- 年1回以上活動する
- 継続して10年以上
- 2年以上継続する
- 定例活動を行わない

支援の内容

- ゴミ袋、軍手等の提供
- 集積されたゴミの処理
- ボランティア保険加入
- 看板の設置

市町村 ← 協力 → 県

活動する区間に水辺サポーターの団体名を記した看板を設置します。

看板設置例

身近な河川や海岸での清掃ボランティア、環境学習、地域イベントに興味をお持ちの方募集しています。

お問い合わせ・お申込み先

- 県土整備部 河川砂防課 企画防災グループ
 電話番号 017-734-9662
- 各地域県民局 地域整備部
 下表をご覧ください。

県民局	担当課	電話番号	所管地域
東青	河川砂防施設課	017-726-0200	青森市、東津軽郡
中南	河川砂防施設課	0172-332-1131	弘前市、黒石市、早川市、中津軽郡、南津軽郡
三八	河川砂防施設課	0178-27-5111	八戸市、三戸郡
西北	河川砂防施設課	0173-34-2111	五所川原市、北津軽郡
西北	陸上交通部河川事業課	0173-72-3133	つがる市、西津軽郡
上北	河川砂防施設課	0176-22-8111	十和田市、三好市、上北郡
下北	河川砂防施設課	0175-22-8581	むつ市、下北郡

詳しくは県庁ホームページ
<http://www.pref.aomori.lg.jp/>

民間による雑木伐採について

青森県が管理する河川の雑木を伐採し、利用することが出来ます。申込書の提出が必要となりますので、詳しくは青森県HPをご確認ください。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/kasensabo/2013zatuboku.html>

【本紙に関する問い合わせ】

青森県中南地域県民局地域整備部河川砂防施設課 電話：0172-34-1283